

台風第 19 号 関連情報
各種証明書等の手数料を免除します



ターゲット 13.1

令和元年 10 月 31 日

郡山市市民部

市民課

担当：根本 浩好

TEL：924-2131

【10/31 17:00 送信】

台風第 19 号により被災された方に対して、市民課及び資産税課において交付している各種証明書等の手数料や、個人番号カード等の再交付にかかる手数料を、当面の間免除いたします。

1 対象となる方

台風第 19 号により被災された方

※ 窓口において、被災された旨を申し出てください。

2 免除対象となる主な証明書及び再発行手数料

住民票の写し

戸籍に関する証明書

印鑑登録証明書

所得・課税証明書

納税証明書

固定資産に関する証明書

通知カード再発行手数料

個人番号カード再発行手数料 など

3 手続き窓口

市民課（市役所西庁舎 1 階）電話 924-2131

資産税課（市役所西庁舎 2 階）電話 924-2091

郡山市民サービスセンター（郡山市駅前二丁目 11-1 ビッグアイ 6 階）電話 922-5544

緑ヶ丘市民サービスセンター（郡山市緑ヶ丘東三丁目 1-21）電話 941-3711

各行政センター、各連絡所

4 問合せ先

市民課（市役所西庁舎 1 階）電話 924-2131

資産税課（市役所西庁舎 2 階）電話 924-2091